

公 告

浦添市長 松本 哲治



公募型プロポーザルにより優先交渉権者を選定するので、次のとおり公告する。

1 件名

浦添市市制施行 55 周年記念式典企画運営等業務委託

2 業務内容

別紙「浦添市市制施行 55 周年記念式典企画運営等業務委託仕様書」のとおり

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年11月30日まで

4 参加資格

次に掲げる資格要件を全て満たす事業者とする。なお、参加申込書の提出時点に要件を満たしていた事業者が、契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失う。

(1) 浦添市内に本店又は支店を有する事業者であること。

(2) 国税、地方税を滞納していないこと。

※ 国税（法人税及び消費税及び地方消費税）、地方税（都道府県税及び市町村税）に滞納がないことを証明する書類を提出すること。地方税（都道府県税及び市町村税）については、本社所在地に係るものに限り、なお、契約権限等を支店等に委任する場合は、本社及び支店等の両方を提出すること。（ただし、本社及び支店等が同一の都道府県、市町村に位置している場合を除く。）

(3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者ではないこと。

(4) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立て、又は民

事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている事業者ではないこと。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の各号に該当する事業者ではないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(7) 企画提案書応募申込書の日から本業務にかかる受託者の特定の日までの期間において浦添市及び他の官公庁契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。

(8) 過去5年間に同種の業務を完了した実績を有すること。

(9) 参加申込は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が申し込みをすること。

イ 「共同企業体協定書」を締結していること。

ウ 共同企業体を構成する全ての事業者は、「4(2)～4(7)」の全ての要件を満たす事業者であること。

エ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複申込する事業者ではないこと。

オ 共同企業体の構成員が、単体事業者としても重複申込する事業者ではないこと。

5 スケジュール

項 目	時 期
公募開始	令和7年2月26日(水)
質問受付	令和7年2月26日(水)～3月3日(火)
質問に対する回答	令和7年3月7日(金)
参加申込書兼誓約書、企画提案書等の受付	令和7年2月26日(水)～3月11日(火)
プレゼンテーション審査	令和7年3月中旬～3月下旬
優先交渉権者の選定・公表	令和7年3月下旬

6 その他

- (1) 参加申込方法等の詳細については、別紙「浦添市市制施行55周年記念式典企画運営等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」を参照すること。
- (2) 本公募の提出物等に要する経費は、参加申込を行う事業者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出された書類は、浦添市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (5) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- (6) 委託先の選定にあたっては、提出された企画提案書等の内容を総合的に評価して決定する。このため、業務を実施するにあたっては浦添市と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。また、今回の募集は優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を保証するものではない。また、今回の募集は優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を保証するものではない。
- (7) 参加申込後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに書面で浦添市に届け出ること（様式は任意）。

7 問い合わせ先

浦添市役所 企画部 企画課 企画係

担当：佐久川・澤岬

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号

電話（直通） 098-876-1257（内線2511）

F A X 098-877-0543

Eメール kikaku@city.urasoe.lg.jp

ホームページ <http://www.city.urasoe.lg.jp/>